

国立大学法人京都大学会計実施規則の一部を改正する規則

国立大学法人京都大学会計実施規則（平成16年4月1日総長裁定）の一部を次のように改正する。
別表第2（第8条関係）第1表中

工 学 研 究 科	工学研究科経理課経理掛長	工学研究科(吉田地区を除く)	を
	工学研究科経理課専門職員	工学研究科(吉田地区に限る) 工 学 部 国際融合創造センター 福井謙一記念研究センター	
工 学 研 究 科	工学研究科経理課経理掛長	工学研究科(吉田地区を除く) 国際融合創造センター(吉田地区を除く)	に
	工学研究科経理課専門職員	工学研究科(吉田地区に限る) 工 学 部 国際融合創造センター(吉田地区に限る) 福井謙一記念研究センター	

改める。
別表第2（第8条関係）第2表中

理 学 研 究 科 等	理学研究科等生態学研究センター事務掛長	生 態 学 研 究 セ ン タ ー	を
農 学 研 究 科 等	農学研究科等経理課芦生研究林事務掛長	フ ィ ー ル ド 科 学 教 育 研 究 セ ン タ ー 芦 生 研 究 林	
	農学研究科等経理課北海道研究林事務掛長	フ ィ ー ル ド 科 学 教 育 研 究 セ ン タ ー 北 海 道 研 究 林	
	農学研究科等経理課瀬戸臨海実験所事務掛長	フ ィ ー ル ド 科 学 教 育 研 究 セ ン タ ー 瀬 戸 臨 海 実 験 所	
		フ ィ ー ル ド 科 学 教 育 研 究 セ ン タ ー 舞 鶴 水 産 実 験 所	
理 学 研 究 科 等	理学研究科等生態学研究センター事務掛長	生 態 学 研 究 セ ン タ ー	に
工 学 研 究 科		工 学 研 究 科 環 境 技 術 共 同 研 究 ・ 教 育 セ ン タ ー	
農 学 研 究 科 等	農学研究科等経理課芦生研究林事務掛長	フ ィ ー ル ド 科 学 教 育 研 究 セ ン タ ー 芦 生 研 究 林	
	農学研究科等経理課北海道研究林事務掛長	フ ィ ー ル ド 科 学 教 育 研 究 セ ン タ ー 北 海 道 研 究 林	
	農学研究科等経理課瀬戸臨海実験所事務掛長	フ ィ ー ル ド 科 学 教 育 研 究 セ ン タ ー 瀬 戸 臨 海 実 験 所	
		フ ィ ー ル ド 科 学 教 育 研 究 セ ン タ ー 舞 鶴 水 産 実 験 所	

改める。

附 則
この規則は、平成17年10月1日から施行する。